

年金記録確認長野地方第三者委員会（第1回）議事要旨

- 1 日時 平成19年7月13日（金） 13:30～15:00
- 2 場所 長野第1合同庁舎 4階共用会議室
- 3 出席者
（委員会）近藤委員、清水委員、中山委員、福島委員、町田委員
（事務所）田中事務所長、山田事務室長、船橋事務室長補佐 ほか
（社会保険事務局）福田事務局長、土屋年金課長

4 主な議題

- (1) 田中事務所長あいさつ
- (2) 委員の自己紹介
- (3) 委員長の互選
- (4) 委員会の運営について
- (5) 委員会の役割について
- (6) 年金記録確認手続きについて

5 会議の経過

(1) 事務所長あいさつ要旨

お忙しい中、長野地方第三者委員会の委員をお引き受けくださり、心からお礼申し上げます。

さる6月11日、安部総理から菅総務大臣に対して、「年金記録の確認について、御本人の立場に立って、申し立てを十分に汲み取り、さまざまな関連資料を検討し記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務とする第三者委員会を総務省に設置していただきたい。この第三者委員会は、国民の立場に立って、国民の信頼を回復するよう努めていくことが必要である。」との指示がなされました。

年金保険料を納められた方に対しては、納めた年金額に対応してきちんと給付することは制度として当然のことであり、判断が難しい案件が多いとは思いますが、納められた方の視点に立って、まじめに年金保険料を納められた方に対して給付がきちんと行われるようご審議いただきたいと思っております。

年金制度に対する信頼の回復は国家の基本に関わる問題であるとともに、申し立てをされた方にとってはご自分の年金額に関わる重大事であって、第三者委員会の果たす役割は極めて重いと思っておりますが、この重い任務に対するご協力に対して改めて感謝を申し上げるとともに、事務室スタッフ一同、関係資料の照査、必要資料の収集等を通じてしっかり委員会を補佐していく所存でありますので、今後の委員会において活発な審議をお願いいたします。

- (2) 委員長は弁護士がふさわしいということで同意を得、本日も出席の中山弁護士の意向で、委員長を武田弁護士にお願いする方向で中山弁護士にご尽力をいただき、中山弁護士には委員長代理をお願いすることで了解された。
- (3) 委員会の運営については次のように決定された。
 - ・ 委員会の運営規則が事務局から説明され、了承された。

この中で、本委員会は個人情報をも多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公表し

ないこととした。一方、委員会の透明性を確保する観点から議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めがある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。

- ・ 委員会での配布資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。

(4) 社会保険事務局から、年金記録確認の手続き等について説明があり、説明後、質疑が行われた。

質疑の主なポイントは以下のとおり

- ・ 委員から、社会保険事務所の対応からすると第三者委員会に係る件数は少ないのではとの質問があり、社会保険事務局からは、社会保険事務局側の説明で納得されている場合は問題ないが、納得をされない場合第三者委員会への再調査申し立てということになり、受付を開始してみなければわからない旨の回答があった。
- ・ 委員から、住んでいるところだけでなく、勤務地の市町村を管轄する社会保険事務所でも受け付けるのかとの質問があり、社会保険事務局からは、オンラインシステムなのでいずれの社会保険事務所でも受け付ける旨の回答があった。

(5) その他のフリートーキングにおいて、質疑が行われた。

質疑の主なポイントは以下のとおり

- ・ 委員から、女性の場合、雇用面接にあたり実際の年齢よりも若く申告しているなど、実際の生年月日と異なる届け出がされている場合、名寄せ作業に支障はないのかとの質問があり、社会保険事務局からは、当時の厚生年金手帳があり、職歴と本人確認が正しく行われれば生年月日訂正後名寄せが可能である旨の回答があった。
- ・ 委員から、社会保険事務所の納付期間確認の回答票は、年金期間と納付期間との記載が素人目には簡単に理解できない様式となっているが、窓口での説明は丁寧に行われているのかとの質問があり、社会保険事務局からは、窓口では丁寧に説明しているが、郵送で回答している場合、記載要領を添付しているが、理解し図らいかもしれない旨の回答があった。

(6) 次回は、7月20日（金）13時30分から開催することとなった。

〔 文責 : 事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認長野地方第三者委員会（第2回）議事要旨

1 日時 平成19年7月20日（金） 13:30～15:00

2 場所 長野第1合同庁舎 5階会議室

3 出席者

（委員会）武田委員長、近藤委員、清水委員、中山委員、福島委員、町田委員

（事務所）田中事務所長、山田事務室長、船橋事務室長補佐 ほか

4 主な議題

- (1) 事務所長あいさつ
- (2) 委員長あいさつ
- (3) 年金記録に係る確認申立書受付状況について
- (4) 全国委員長会議の様相について
- (5) その他

5 会議の経過

(1) 事務所長あいさつ要旨

お忙しい中、お集まりをいただきありがとうございます。

13日の第1回会合から1週間が過ぎ、17日からの社会保険事務所による「年金記録に係る確認申立書」の受付開始、全国委員長会議と慌しく1週間が過ぎました。

さて、本日は、委員長をお引き受けくださった武田委員以下全委員の参加を得て、社会保険事務所による受付の状況や全国委員長会議の様相等をご説明申し上げ、委員の皆様と情報の共有化を図る目的でお集まりいただきました。

一部に「地域による審査結果のバラツキ」や「判断の難しさ」を指摘する声もありますが、全国的なあっせん事例の積み重ねと個別案件の裏付け調査をしっかりとやることによってこの疑問は払拭されるものと確信しております。

本日はよろしく願いいたします。

(2) 前回お仕事で欠席された武田委員から委員長あいさつがあった。

(3) 年金記録に係る確認の申立状況について事務室から報告した。

- ・ 平成19年7月17日に9件、18日に3件、19日に4件の申立があった。

長野県の16件の内訳：国民年金13件、厚生年金3件

- ・ 社会保険事務局からの転送案件は0件である。
- ・ 全国の申立状況について資料1で説明。

上位は東京都、兵庫県。長野県は12件中程、島根県は0件。

(4) 事務室から地方第三者委員会委員長全国会議での配布資料に基づき概要を報告し、

中央第三者委員会が示した判断基準に沿って、収集した資料に基づき、保険料を納めてきた国民の側に不利益を及ぼさないよう総合的に判断して、誠実に第三者委員会としての責任を果たしていただくよう要請した。

続いて、武田委員長から会議の様相について説明があった。

その後、質疑が行われた。質疑の主なポイントは以下のとおり。

- ・ 委員から、厚生年金で、申立人は保険料を給与天引きされているが、事業主が社会保

險事務所に保険料を納付していない場合の取り扱いについて質問があり、事務室から、被保険者の届出がされている場合は、保険料が納付されたとの取り扱いとなる旨を説明。

- ・ 委員から、専門用語としての「特殊台帳」についての質問があり、事務室から、全未納又は納付と未納が混在する被保険者について作成されている旨を説明。

(5) 次回の開催日程は、個別事案の処理状況を踏まえ、改めて連絡の上調整することで了解を得た。

文責 : 事務室

後日修正の可能性あり